



# 長野県報

2月28日(月)  
平成23年  
(2011年)  
第2245号

## 目 次

### 告 示

|   |   |
|---|---|
| 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（健康長寿課介護支援室）      | 1 |
| 信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域（経営支援課） | 2 |
| 保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）                                | 2 |
| 景観法に基づく景観計画の変更及び景観計画の図書の縦覧（建築指導課）                       | 2 |
| 長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）                               | 2 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）                                 | 3 |

### 公 告

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室） | 3  |
| 土地区画整理事業の換地処分（都市計画課）                | 3  |
| 一般競争入札（スポーツ課）                       | 3  |
| 一般競争入札（4件）（管財課）                     | 4  |
| 一般競争入札（河川課）                         | 7  |
| 一般競争入札（3件）（障害者支援課）                  | 8  |
| 一般競争入札（園芸畜産課）                       | 10 |
| 一般競争入札（砂防課）                         | 11 |
| 一般競争入札（2件）（教育総務課）                   | 12 |
| 一般競争入札（3件）（高校教育課）                   | 14 |
| 一般競争入札（特別支援教育課）                     | 16 |
| 一般競争入札（文化財・生涯学習課）                   | 17 |

## 告 示

### 長野県告示第100号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成23年2月28日

長野県知事 阿部 守一

#### 1 指定居宅サービス事業者

##### (1) 訪問介護

| 事業者の名称       | 事業所の名称            | 事業所の所在地    | 指定した年月日    |
|--------------|-------------------|------------|------------|
| 株式会社みらいさい福祉会 | 愛光苑とよしなヘルパーステーション | 安曇野市豊科5262 | 平成23年2月16日 |

##### (2) 訪問看護

| 事業者の名称   | 事業所の名称               | 事業所の所在地       | 指定した年月日    |
|----------|----------------------|---------------|------------|
| 合資会社北原旅館 | ふれ愛センター伊那北訪問看護ステーション | 伊那市山寺1870番地11 | 平成23年2月16日 |

##### (3) 通所介護

| 事業者の名称   | 事業所の名称          | 事業所の所在地       | 指定した年月日    |
|----------|-----------------|---------------|------------|
| 株式会社フジミヤ | やすら木の家トムテ       | 松本市島立2026番地12 | 平成23年2月16日 |
| 株式会社ケア柏葉 | デイサービスセンターかえでの木 | 松本市笛部1-3-3-2  | 平成23年2月16日 |

## 2 指定介護予防サービス事業者

## (1) 介護予防訪問介護

|                        |                             |                       |                       |
|------------------------|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 事業者の名称<br>株式会社みらいさい福祉会 | 事業所の名称<br>愛光苑とよしなヘルパーステーション | 事業所の所在地<br>安曇野市豊科5262 | 指定した年月日<br>平成23年2月16日 |
|------------------------|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|

## (2) 介護予防通所介護

|                                |  |  |                                     |
|--------------------------------|--|--|-------------------------------------|
| 事業者の名称<br>株式会社フジミヤ<br>株式会社ケア柏葉 | 事業所の名称<br>やすら木の家トムテ<br>デイサービスセンターかえでの木 | 事業所の所在地<br>松本市島立2026番地12<br>松本市笛部1-3-3-2 | 指定した年月日<br>平成23年2月16日<br>平成23年2月16日 |
|--------------------------------|--|--|-------------------------------------|

健康長寿課介護支援室

## 長野県告示第101号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成23年2月28日

長野県知事 阿部守一

安曇野市穂高有明4427-1

経営支援課

## 長野県告示第102号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年2月28日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡飯島町七久保3017の535から3017の538まで、3017の549から3017の562まで、3017の580から3017の588まで

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施設要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
七久保3017の535から3017の538まで・3017の549から3017の562まで・3017の580から3017の588まで（以上27筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第103号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画を次のとおり変更しました。当該景観計画の関係図書は、告示の日から平成23年3月31日まで、公衆の縦覧に供します。

平成23年2月28日

長野県知事 阿部守一

## 1 景観計画の名称

(1) 浅間山麓景観育成重点地域景観計画

(2) 国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画

## 2 景観計画を変更する内容

(1) 浅間山麓景観育成重点地域景観計画から小諸市の区域を除く。  
(2) 国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画から安曇野市の区域を除く

## 3 効力の発生する日

平成23年4月1日

## 4 縦覧場所

(1) 浅間山麓景観育成重点地域景観計画

長野県建設部建築指導課、佐久地方事務所建築課及び上小地方事務所建築課

(2) 国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画

長野県建設部建築指導課、松本地方事務所建築課及び北安曇地方事務所商工観光建築課

建築指導課

## 長野県告示第104号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成23年2月28日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成23年2月28日

長野県知事 阿部守一

| 売りさばき人の<br>氏名（名称）  | 住 所                   | 売りさばき場所                                   |
|--------------------|-----------------------|---|
| 長野県長野高等学校<br>P T A | 長野市上松1丁目<br>16番12号    | 長野県長野高等学校<br>P T A<br>長野市上松1丁目16<br>番12号  |
| 株式会社 スズキ自<br>販長野   | 長野市稻里町中央<br>4丁目16番33号 | 長野市稻里町中央4<br>丁目16番33号<br>株式会社 スズキ自<br>販長野 |

## 会計課

## 長野県松本建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年3月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

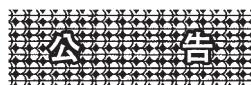
平成23年2月28日

長野県松本建設事務所長 小平重登

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 惣社岡田線
- 3 道路の区域

| 区間                                   | 新旧別 | 敷地の幅員        | 延長           |
|--------------------------------------|-----|--------------|--------------|
| 松本市大字里山辺92番地先から<br>松本市大字里山辺94番の2地先まで | 旧   | m<br>5.0～7.0 | km<br>0.0330 |
| 同上                                   | 新   | m<br>6.5～8.0 | km<br>0.0330 |

## 道路管理課



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年2月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日

平成23年2月17日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エリスン

- 3 代表者の氏名

古野清人

- 4 主たる事務所の所在地

上田市本郷592番地11

- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害をお持ちの方々に対して、「働く・暮らす・楽しむ」をキーワードに、働くための就業及び職業訓練の場所、暮らすための生活拠点、楽しむための余暇活動の提供及びIT活用に関する事業を行い、自立し充実した社会生活を地域の方々と共に歩んでいただくことを通じて、ノーマライゼーション理念の定着に寄与する事を目的とする。

## 生活文化課NPO活動推進室

## 公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、茅野都市計画事業茅野駅西口土地区画整理事業について、換地処分がありました。

平成23年2月28日

長野県知事 阿部守一

## 都市計画課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年2月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札の目的

建設工事の請負契約

- 2 工事名

長野県白馬ジャンプ競技場防護マット設置・修繕工事

- 3 工事箇所名

長野県北安曇郡白馬村大字北城八方

- 4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ア とび・土工・コンクリート工事について入札参加資格を付与されていること。

イ 種類を同じくする工事（本工事における防護マット類似品の屋外コンクリート壁への取付）を国又は地方公共団体から元請し、平成7年4月1日から公告日の前日までに履行した実績を有する者であること。

- 5 工期

着手日から平成23年4月28日まで

- 6 支払条件

- (1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の4割の範囲内で前金払をします。

- (2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

- 7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札心得を、平成23年2月28日（月）から平成23年3月7日（月）まで次の場所において縦覧に供するとともに、長野県公式ホームページ（アドレス：<http://www.pref.nagano.jp/kyouiku/taiiku/kashokai.htm>）に掲載します。

長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁本館7階

長野県教育委員会事務局スポーツ課

電話 026（235）7447（直通）

- 8 入札手続等